

旅館業の営業者の皆さん

# 旅館業法を遵守しましょう

旅館業を営もうとする場合は、旅館業法に基づき、  
都道府県知事※の営業許可を受ける必要があります。

※保健所設置市又は特別区にあっては、市長または区長

無許可での営業は旅館業法違反であり、旅館業法に基づく  
命令・罰則が適用されます。

## 無許可営業者に対する命令・罰則

- 報告徴収・立入検査（旅館業法第7条第2項）
- 営業停止など緊急命令（旅館業法第7条第2項）
- 無許可での営業に対する  
**6月以下の拘禁刑・100万円以下の罰金**  
(旅館業法第10条第1号)
- 報告徴収・立入検査の違反に対する**50万円以下の罰金**  
(旅館業法第11条第2号)
- 営業停止など緊急命令の違反に対する**50万円以下の罰金**  
(旅館業法第11条第3号)
- 両罰規定による**罰金**（旅館業法第13条※各本条の罰金額適用）

無許可での違法な営業が実施されることのないよう留意し、  
旅館業の適正な運営を確保するようにしてください。

なお、外国人の方が違法な営業を行い、命令・罰則が適用された場合、都道府県等から地方出入国在留管理官署に情報提供しますので、在留資格の変更・在留期間の更新の判断に影響することがあります。